

6月定例会での感染症対策について

(1) 消毒等の対策

- ・消毒スプレーによる手指消毒を徹底する。
- ・マスク着用を徹底する。
- ・会議時は加湿器を設置し、消毒液を空間噴霧する。
- ・会議終了時に消毒する。

(2) 出席説明員

執行部の出席説明員は、申合せ事項の規定により原則として地方自治法第121条の規定に基づく者が出席することとなるが、感染拡大の防止を図るための臨時的対応として、前述のうち執行部が必要と判断した者が出席することとする。

(3) 本会議

① 席の配置

席の配置は、通常どおりとする。

② 発言場所

申合せ事項に規定された発言場所を臨時的に変更する。

発言項目等	発言場所	臨時対応
一般質問（代表・個人）	質問専用席	質問専用席
質疑（大綱質疑等）	自 席	<u>質問専用席</u>
発議案の議員趣旨説明	演 壇	演 壇
請願の議員趣旨説明	演 壇	演 壇
討論	演 壇	演 壇
正副議長就任あいさつ	演 壇	演 壇
委員長報告	演 壇	演 壇
委員長報告に対する質疑・答弁	自 席	<u>質疑は質問専用席、 答弁は演壇</u>
選挙の投票場所	演 壇	演 壇

③ アクリル板の設置

飛沫対策のため、アクリル板を設置する。

議 席	席間をアクリル板で仕切る。（高さ80cm、机より若干長く）
	マイクを隣同士で使用できるようアクリル板をカットしたものも数枚準備しておき、その日の発言予定により入替える。
執行部席	席間をアクリル板で仕切る。（高さ80cm、机より若干長く）

④ 傍聴

感染を可能な限り防止する観点から、議場内での傍聴は、お断りする。なお、会議の基準等の傍聴の基準を満たしている場合は、委員会室において音声を聞いていただく。ただし、希望者が多く間隔が取れなくなる場合は、お断りする。

報道機関には、市民等へ広く周知をお願いする観点から、希望者が若干名で、会議の基準等の傍聴の基準を満たしている場合、議場内での傍聴を認める。

(4) 委員会

① 開催場所

席間の間隔と換気しやすい環境を確保するため、議場で開催する。

② 席の配置

委員、執行部ともなるべく間隔が確保できるよう配慮する。

③ 発言場所

各席にて発言を行う。

④ アクリル板の設置

飛沫対策のため、委員席間及び執行部席間にアクリル板を設置する。

(高さ80cm、机より若干長く)

⑤ 傍聴

感染を可能な限り防止する観点から、議場内での傍聴は、お断りする。なお、会議の基準等の傍聴の基準を満たしている場合は、委員会室において音声を聞いていただく。ただし、希望者が多く間隔が取れなくなる場合は、お断りする。

報道機関には、市民等へ広く周知をお願いする観点から、希望者が若干名で、会議の基準等の傍聴の基準を満たしている場合、議場内での傍聴を認める。